

NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先
(所属) 自動車交通部旅客第一課
(担当) 谷口、北本
(電話) 06-6949-6445

令和7年6月2日

帝産湖南交通株式会社の乗合事業に対する 行政処分について

近畿運輸局は、道路運送法第40条の規定に基づき、以下のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

1. 処分対象事業者及び営業所名

帝産湖南交通株式会社（法人番号 9160001012986）
草津営業所（滋賀県草津市山寺町188番地）

2. 違反の概要

- 道路運送法第16条第1項違反（運行計画に定める業務の確保違反）
- ・令和6年12月26日（木）、栗東市コミュニティバス「くりちゃんバス」葉山循環線右回り系統、済生会病院停留所10時15分発のバスにおいて、北尾団地停留所以降14か所の停留所において欠便を発生させ、運行計画の定めに従った業務を行っていなかった。
 - ・令和6年12月26日（木）、栗東市コミュニティバス「くりちゃんバス」葉山循環線左回り系統、済生会病院停留所11時20分発のバスにおいて、正当な理由なく欠便を発生させ、運行計画の定めに従った業務を行っていなかった。
- 旅客自動車運送事業運輸規則第12条違反（早発の禁止違反）
- ・令和6年12月26日（木）、栗東市コミュニティバス「くりちゃんバス」葉山循環線右回り系統、済生会病院停留所10時15分発のバスにおいて、9時55分に発車させ、次の大橋三丁目停留所以降13か所の停留所においても、掲示された時刻より前に発車させていた。

3. 処分年月日

令和7年6月2日

4. 行政処分の概要

延べ10日間の事業用自動車使用停止処分（対象車両4両）

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数	1 点
当該事業者が付された累積違反点数	5 点

配布先：青灯クラブ、近畿運輸局記者会（ハイタク部会）、近畿電鉄記者クラブ、 滋賀県政記者クラブ
--